

令和2年度

健全化判断比率等審査意見書

令和3年8月

大津町監査委員

目次

第1	審査の種類	p1
第2	審査を執行した監査委員	p1
第3	審査の期日・場所	p1
第4	審査の対象	p1
第5	審査の着眼点及び主な実施内容	p1
第6	審査の結果	p2～
	〔1〕 算定対象会計	
	〔2〕 審査結果の概要	
	1 健全化判断比率	
	2 資金不足比率	
	〔3〕 審査内容の詳細	
	1 健全化判断比率	
	2 資金不足比率	
第7	審査意見	p13

(注)

- 1 文中に用いた金額は、原則として万円単位で表示した。
- 2 金額は、表示単位未満を四捨五入した。このため、差額又は合計金額が一致しない場合がある。
- 3 比率「%」は、表示単位未満を四捨五入した。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 5 増減率とは、当年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分率で表示したものである。
- 6 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」……………該当数値がないもの・算出不能又は無意味なもの
「0.0」……………該当数値はあるが、単位未満のもの
「△」……………負数又は減数

第1 審査の種類

健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項)

第2 審査を執行した監査委員

今村昭彦 監査委員 佐藤真二 監査委員

第3 審査の期間・場所

① 期間 令和3年7月16日(金)

② 場所 大津町役場 委員会室403

第4 審査の対象

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率算定表一式

第5 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率算定表一式について、大津町監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して審査を行った。

審査にあたっては、基準である「健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか」を確認するため、各会計決算書並びに、普通会計決算状況調、健全化判断比率に関する算定様式、資金不足比率に関する算定様式、地方財政状況調査表等の提出を受け、各比率等の算定に用いる数値と、算定の正確性を確認した。

なお、令和2年度より、公共下水道事業と農業集落排水事業が公営企業法の適用を受けることとなり、その経営状態等を明らかにする必要があることから、算定結果の値だけでなく、その算定式や算定に要する数値についても示すこととしている。

第6 審査の結果

〔1〕 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。公共下水道事業会計および農業集落排水事業会計は、令和元年度まで地方公営企業法非適用の特別会計であったが、令和2年度より法適用の公営企業会計に移行している。

そのため前年度と単純に比較することはできないものもあるが、その場合でも前年度の数値を参考として記載している。

大津町	一般会計	一般会計等	実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率 資金不足比率	一般会計	共有財産特別会計(※1) 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 工業用水道事業会計 公共下水道事業会計 農業集落排水事業会計 菊池環境保全組合 菊池広域連合 その他(※2)
	特別会計	公営事業会計		事業(こと)	
	うち公営企業会計				
	一部事務組合・広域連合				
地方公社・第三セクター等				該当なし	

(※1) 大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計
(以下同じ)

(※2) 「その他」の内容

熊本県市町村総合事務組合
 熊本県後期高齢者医療広域連合
 大津町西原村原野組合
 大津菊陽水道企業団

〔2〕 審査結果の概要

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているものと認めた。

1 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	8.0	—
早期健全化基準	13.62	18.62	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、該当の数値はない。
 当年度の実質公債費比率は 8.0%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。
 本町の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

2 資金不足比率

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

区分	公共下水道事業会計	農業集落排水事業会計	工業用水道事業会計
資金不足比率	—	—	—
財政健全化基準	20%		

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率について該当の数値はない。

〔3〕 審査内容の詳細

1 健全化判断比率

①実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } A}{\text{標準財政規模 } B} \times 100$$

実質収支額は 6億7千万円の黒字となっているため、健全化判断比率としての実質赤字比率の数値はない。

参考としての黒字額での比率を求めたところ △7.85%となり、前年度に比べ0.7ポイント黒字率が減少している。

(単位: %、ポイント)

区分	令和2年度	令和元年度	増減
参考比率 A/B	△7.85	△8.55	0.70

(実質赤字比率において、黒字であるため、△(マイナス)表示として試算している)

〔実質赤字比率算定の内訳〕

(単位: 千円、%)

会計名	実質収支額		増減額	増減率
	令和2年度	令和元年度		
一般会計	621,833	641,209	△19,376	△3.02
共有財産特別会計	48,165	41,675	6,490	15.57
合計 A	669,998	682,884	△12,886	△1.89
標準財政規模 B	8,535,981	7,990,393	545,588	6.83

〔標準財政規模〕

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
標準税収入額等	6,554,123	6,307,482	246,641	3.91
普通交付税等	1,514,172	1,306,491	207,681	15.90
臨時財政対策債	467,686	376,420	91,266	24.25
合 計 B	8,535,981	7,990,393	545,588	6.83

標準財政規模 Bは、表中の3項目の合計額である。

実質収支額は 6億70百万円の黒字で前年度に比べ 13百万円(1.89%)の微減となっている。

一方、標準財政規模は標準税収入額等 65億55百万円、普通交付税額 15億14百万円、臨時財政対策債 4億68百万円の合計額85億36百万円である。標準財政規模は前年度に比べ 5億46百万円(6.83%)の増加となっている。

標準財政規模が大きくなることで、相対的に黒字比率が低下することになる。

標準財政規模の増大要因は、

a) 標準税収入額等の増加

消費税増税に伴う地方消費税交付金の増額や町民税、固定資産税の増加
減少要因は町民税法人割の税率減に伴う税収減である。

b) 普通交付税等の増加

増加要因は熊本地震に起因する町債の償還に伴う措置分や社会保障費等の伸びに対するもの等、減少要因は税収の増に伴う交付の減である。

収支差は微減で、税収や歳入要因である普通交付税の額が伸びているものであり、実質収支が悪化したとは認められない。

②連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } C}{\text{標準財政規模 } B} \times 100$$

連結実質収支額等は 12億5千万円の黒字となっているため、健全化判断比率としての連結実質赤字比率の数値はない。

参考としての黒字額での比率を求めたところ $\Delta 14.66\%$ となり、前年度に比べ1.10ポイント黒字率が減少している。

(単位:%, ポイント)

区分	令和2年度	令和元年度	増減
参考比率 C/B	$\Delta 14.66$	$\Delta 15.76$	1.10

(実質赤字比率において、黒字であるため、 Δ (マイナス)表示として試算した)

[連結実質赤字比率算定の内訳]

(単位:千円、%)

会計名	実質収支額			
	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
一般会計等	669,998	682,884	$\Delta 12,886$	$\Delta 1.89$
国民健康保険特別会計	179,826	179,557	269	0.15
介護保険特別会計	176,493	221,348	$\Delta 44,855$	$\Delta 20.26$
後期高齢者医療特別会計	3,225	3,166	59	1.86
小計 c'	1,029,542	1,086,955	$\Delta 57,413$	$\Delta 5.28$
会計名	資金剰余額			
	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
公共下水道事業会計	90,290	44,370	45,920	103.49
農業集落排水事業会計	22,408	13,749	8,659	62.98
工業用水道事業会計	108,913	114,138	$\Delta 5,225$	$\Delta 4.58$
小計 c''	221,611	172,257	49,354	28.65
合計 C	1,251,153	1,259,212	$\Delta 8,059$	$\Delta 0.64$
標準財政規模 B	8,535,981	7,990,393	545,588	6.83

(公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計の令和元年度の資金剰余額は、公営企業会計に移行した期首のR2. 4. 1の期首貸借対照表より算出した。)

3つの保険特別会計では介護保険特別会計の収支が45百万円減少、3つの公営企業会計では公共下水道事業会計で資金剰余額が46百万円増加し、連結全体では黒字が8百万

円減少(△0.64%)とほぼ横ばいとなっている。

この指標においても、「実質赤字比率」の項目と同様に標準財政規模の増加の影響による比率の減少と考えられる。

従って、実質赤字比率と同じ理由から連結実質収支が悪化したとは認められない。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金(町債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left(\text{元利償還金 } d' + \text{準元利償還金 } d'' \right) D - \left(d' d'' \text{ に係る基準財政需要額算入額 } d + \text{特定財源 } E \right)}{\text{標準財政規模 } B - \left(d' d'' \text{ に係る基準財政需要額算入額 } d \right)} \times 100$$

の3か年平均

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位:%、ポイント)

区分	令和2年度	令和元年度	増減
実質公債費比率 (3か年平均)	8.0	9.6	△1.6

〔実質公債費比率算定の内訳〕

(単位:千円、%)

区分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
d'	元利償還金	1,770,222	1,635,003	1,452,824
d''	準元利償還金	161,674	266,153	358,484
D	小計(償還金計)	1,931,896	1,901,156	1,811,308
d	元利・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	1,401,560	1,246,639	1,100,250
E	特定財源	93,741	91,149	78,303

B	標準財政規模	8,536,981	7,990,393	7,723,179
単年度実質公債費比率 (D-(d+E))/(B-d)		6.1	8.4	9.6

当年度の実質公債費比率(3か年平均)は 8.0%で、前年度に比べ 1.6 ポイント改善している。また単年度では前年度より 2.3 ポイント減少している。

変化の要素は

ア) 元利償還金・準元利償還金は小幅な増加

イ) 特定財源の微増

ウ) 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の大幅な増加である。

(ア) d' d'' 元利償還金, 準元利償還金の状況について

(単位:千円、%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
元利償還金(一般会計等) d'	1,770,222	1,635,003	135,219	8.3
準元利償還金 d''	161,674	266,153	△104,479	△39.3
公共下水道事業会計	63,385	96,316	△32,931	△34.2
農業集落排水事業会計	28,062	70,171	△42,109	△60.0
工業用水道事業会計	0	0	0	—
一部事務組合	37,197	71,817	△34,620	△48.2
債務負担行為に基づく 準公債費	33,030	27,849	5,181	18.6
満期一括償還費公債費 の年度割相当額	0	0	0	—
一時借入金の利子	0	0	0	—
合計 D	1,931,896	1,901,156	30,740	1.6

(注1)元利償還金は、一般会計などの公債費である。

(注2)準元利償還金は、主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰入金や将来の支払を約束した債務負担行為額である。

元利償還金d'は1億35百万円の増加となっているが、準元利償還金d''は1億4百万円の減少となっているため全体では1.6%の増加となっている。

準元利償還金の減少は、公共下水道・農業集落排水事業会計の公営企業会計への移行に伴う繰入基準の適用の影響や、菊池広域連合の償還金負担が減少したことによる。しかし今後、新庁舎建設や学校の増築等に係る一般会計の償還金や、菊池環境保全組合の新工場建設に係る準元利償還金などの増加が見込まれる。

(イ) 特定財源の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	-
貸付金財源とした地方債の 貸付金の元利償還金	0	0	0	-
公営住宅使用料	92,561	87,580	4,981	5.7
災害援護資金貸付返還金	1,180	3,569	△2,389	△66.9
合 計 E	93,741	91,149	2,592	2.8

公営住宅使用料は、公営住宅建設事業債の元利償還に充当した額である。

特定財源は、前年度に比べ3百万円(2.8%)の微増である。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政 需要額に算入された公債費	490,861	495,688	△4,827	△1.0
災害復旧費等に係る 基準財政需要額	910,340	750,596	159,744	21.3
密度補正により基準財政 需要額に算入された元利 償還金及び準元利償還金	359	355	4	1.1
合 計 d	1,401,560	1,246,639	154,921	12.4

この3項目は、地方債の元利償還及び準元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額として国が示しているもので普通交付税に含まれているとされる額である。

本格化した熊本地震に対する災害復旧事業債の償還や、菊池環境保全組合の新工場建設に対する負担金に対する需要の増加に対応しているものであるが、普通交付税の用途を限定することになり柔軟な財政運営を阻害する要因となる。

実質公債費率については今回減少しているが、今後は償還額が増加することから、基準財政需要額算入額の状態によっては悪化も予想されるため、現在は健全基準の範囲内ではあるが今後の推移に注意する必要がある。

④ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の町債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 } F - \text{ 充当可能な財源 } G}{\text{標準財政規模 } B - \text{ (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } d)} \times 100$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

将来負担額を充当可能な財源額が上回るため、健全化判断比率としての将来負担比率の数値はない。

参考として、マイナス値として比率を算定すると、△24.8%となり、前年度より10.2ポイント悪化している。

(単位: %、ポイント)

区分	令和2年度	令和元年度	増減
将来負担比率	△24.8%	△35.0%	10.2

将来負担比率算定の内訳は、次表のとおりである。

[将来負担比率算定の内訳]

(単位: 千円、%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
将来負担額 F	22,281,792	20,461,738	1,820,054	8.9
充当可能な財源 G	24,052,025	22,823,759	1,228,266	5.4
F - G	△1,770,233	△2,362,021	591,788	△25.1
標準財政規模 B	8,535,981	7,990,393	545,588	6.8
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d	1,401,560	1,246,639	154,921	12.4

将来負担額は18億20百万円(8.9%)増加し、また充当可能な財源も12億28百万円(5.4%)増加しているが、その差額は前年度より5億46百万円減少している。

(ア) 将来負担額の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
町債の現在高	17,565,695	16,989,936	575,759	3.1
債務負担行為に基づく 支出予定額	9,649	19,100	△9,451	△49.5
公営企業債等繰入 見込額	1,631,756	2,199,586	△567,830	△25.8
一部事務組合等への 負担等見込額	2,493,055	630,214	1,862,841	295.6
退職手当負担見込額	581,637	622,902	△41,265	△6.6
合 計 F	22,281,792	20,461,738	1,820,054	8.9

将来負担額は222億81百万円で、前年度に比べ18億20百万円(8.9%)の増加となっている。

これは主として新庁舎建設や学校の増築事業のための町債の発行などや、一部事務組合である菊池環境保全組合の新処分場建設に対する将来負担の見込みが大きく増加したことが大きな要因である。

(イ) 充当可能な財源(基金・特定歳入など)の状況について

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
充当可能な基金	5,108,664	5,221,890	△113,226	△2.2
充当可能な特定財源	975,016	960,344	14,672	1.5
地方債の償還等に要する 経費として基準財政需要 額に算入される見込み額	17,968,345	16,641,525	1,326,820	8.0
合 計 G	24,052,025	22,823,759	1,228,266	5.4

充当可能な財源においては、基金・特定歳入は微増減であるが、基準財政需要額算入見込額が13億27百万円の増で、全体では12億28百万円(5.4%)の増加となっている。

この大きな要因は、災害復旧事業債、菊池環境保全組合の新工場建設に対する負担金に対応する増額である。

将来負担比率については、早期健全化基準からは大きく離れており、健全な状態にはあるが、実質公債費比率と同様に悪化も予想されるため、今後の推移に注意する必要がある。

2 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 I}}{\text{事業規模 H}} \times 100$$

$$\text{資金不足額 I} = \{ \text{負債等} + \text{建設改良費以外の財源とした地方債残高} - \text{資産等} - \text{解消可能資金不足額} \}$$

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率について該当の数値はない。

参考として、算式の「資金不足額」を「資金剰余額」とし比率を算定した。

なお令和元年度の公共下水道・農業集落排水事業会計の値は参考値である。また、そのため増減額は算出していない。

〔資金剰余の比率〕

(単位: %、ポイント)

区分	令和2年度	令和元年度	増減率
公共下水道事業会計	21.5	10.3	
農業集落排水事業会計	74.8	46.9	
工業用水道事業会計	179.0	185.2	△6.2

(公共下水道会計、農業集落排水事業会計の令和元年度の資金剰余額は、公営企業会計に移行した期首のR2. 4. 1の期首貸借対照表より算出した。また、事業規模は令和元年度歳入決算の「使用料及び手数料」の収入済額を援用した。)

3会計ともに流動資産・流動負債の差額に因する資金については剰余を有している。資金剰余比率算定の内訳は、次表のとおりである。

〔資金剰余の比率算定の内訳〕

区分		負債等	(ア)	資産等	(イ)	資金剰余額	事業規模
公共下水道 事業会計	令和2年度	94,688	0	184,978	0	90,290	419,202
	令和元年度	255,377	0	299,747	0	44,370	429,568
	増減	△160,689	0	△114,769	0	45,920	△10,366
農業集落排水 事業会計	令和2年度	2,564	0	24,972	0	22,408	29,970
	令和元年度	5,395	0	19,144	0	13,749	29,321
	増減	△2,831	0	5,828	0	8,659	649
工業用水道 事業会計	令和2年度	6,434	0	115,347	0	108,913	60,852
	令和元年度	85,129	0	199,267	0	114,138	61,642
	増減	△78,695	0	△83,920	0	△5,225	△790

(ア)は 建設改良費以外に充てた地方債残額

(イ)は 解消可能資金不足額

公共下水道・農業集落排水事業の令和元年度の事業規模は、歳入決算の「使用料・手数料」の収入
 済額を使用、他の項目は、期首損益計算書を使用している。

第 7 審査意見

令和2年度における財政健全化判断比率等の審査においては、全ての指標において健全化基準の範囲内にあり、ただちに財政状態の悪化が懸念される状態にはないが、健全化判断比率は財政を再生しなければならないほど悪化した自治体をあぶりだすための指標であり、財政状況が健全かどうかを裏付ける指標ではない。

詳細に見ていくと、実質収支、連結実質収支とも収支差の黒字幅は減少しており、公債費・準公債費は今後も増加が見込まれる。また将来負担額も増加している。

近年、財政非常事態宣言を出した自治体の多くは、健全化判断指標においては健全と判断される自治体であり、問題となっているのは政策の硬直による財政の硬直化である。すなわち将来負担の増加に対し、負担者・負担能力が減少していく今後においても財政の健全性が維持されるよう政策を取捨選択しながら展開することが求められる。

令和3年度には、町の振興総合計画の後期計画策定が行われ、その中で財政計画も示されるが、その計画においても健全な財政を維持できることを確認できる指標を同時に示していただくことを求めたい。